

# 「少年法 18 歳未満」から考える 大人ってなに？子どもってなに？

少年法の適用年齢を 18 歳未満に引き下げることが法務省内で検討されています。少年法の本質をみんなで確認しあい、対話の土台をつくりませんか。罪を犯した子どもの将来への育て直しを社会で引き受けるといった考えが少年法には表れています。大人は罪を犯した事実のみで罰せられるのに対し、子どもは背景や環境を考慮した教育・福祉・罰が三位一体となって処遇されます。子どもが自分の行いに責任をとれるようになるには、自分で決め、自分の意見を表明したことが尊重される経験の積み重ねが必要です。そして、「失敗してもいいよ」、「やり直していいよ」と何歳まで受け入れられる社会か。自分の意見を安心して表明できる人間関係が保障されるよう、保護を求める権利を何歳まで認められる社会か。罪を犯しても、社会生活の平穏を害され更生を妨げられない利益をどこまで認められる社会かが問われています。

私たちは、子どもとどのように向き合っているのでしょうか。私たちは、子どもの思いを真正面からじっくりと聞き、子どもが健全に成長できる社会をつくっていきけるのでしょうか。それが少年司法に反映されていくともいえるでしょう。ゲストのお話をうかがい対話する場にぜひご参加ください。

## ■ゲスト：丸山 泰弘さん



立正大学法学部准教授（博士〔法学〕龍谷大学）。京都府生まれ。専門は刑事政策・犯罪学。龍谷大学非常勤講師、愛知大学非常勤講師、龍谷大学矯正・保護総合センター博士研究員などを経て、現職。University of London, 刑事政策研究所客員研究員（2017年）。主な業績として単著『刑事司法における薬物依存回復プログラムの意義：「回復」をめぐる権利と義務』（日本評論社、2015年）守屋研究奨励賞（2016年度）受賞、編著として『刑事司法と福祉をつなぐ』（成文堂、2015年）など。

## ■須藤 明さん



駒沢女子大学人文学部心理学科教授・臨床心理士、さいたま市スクールカウンセラー・スーパーバイザー。栃木県生まれ。専門は犯罪心理学、家族心理学。裁判所職員総合研修所研究企画官、広島家庭裁判所次席家庭裁判所調査官などを経て、2010年から現職。主な業績として、『情状鑑定を通してみた弁護士と心理臨床家の協働・連携』（駒沢女子大学研究紀要 23号、2017年）、『親の離婚を経験した子どもの成長に関する調査研究』（子ども未来財団、共著、2013年）など。

■日時：2017年6月12日 18:30~21:00(開場18:00)

■会場：文京シビックセンター 4階 シルバーホール

東京都文京区春日1-16-21 (丸ノ内線・後楽園駅1分、三田線/大江戸線・春日駅1分)

■参加費：一般1,000円/学生500円 当日受付にてお支払ください。

■主催：ソーシャル・ジャスティス基金 (SJF)

東京都新宿区歌舞伎町2-19-13 ASKビル501 認定NPO法人まちぽっと

Tel 03-5941-7948、Fax 03-3200-9250、ホームページ <http://socialjustice.jp/>

■お申込みページ：<https://socialjustice.jp/20170612.html> 事前にご登録ください。

